

エシカル消費促進事業に係る業務 委託仕様書

1 委託業務名

エシカル消費促進事業に係る業務

2 業務委託期間

契約締結日～令和9年2月28日（日）

3 委託上限額

2,156,000円（消費税および地方消費税を含む。）

4 業務目的

環境、地域、人や社会に配慮した商品やサービスを選んで消費する「エシカル消費※」について、広く県民に普及啓発するため、SNSを活用した情報発信と販売会を実施することで、エシカル消費の認知度向上と、日々の生活におけるエシカル消費の実践につなげる。

※エシカル消費とは、エコ商品や地産地消、被災地產品、フェアトレード商品、障がいのある人が事業所等で作った製品の購入など、環境、地域、人や社会に配慮した消費行動のこと。

5 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、実際の委託契約時には、企画提案の内容等を踏まえて変更を行う。

6 委託業務内容

両催事について、広報等において十分に連携を図るものとする。

（1）ふくいエシカルマルシェ

消費者の「エシカル消費」についての認知度・関心を高め、日常における行動実践につながるようなマルシェを開催する。

①実施日時：令和8年5月31日（日） 10：00～16：00

場 所：AOSSA 1階 アトリウム

内 容：エシカルな商品・サービスの紹介・販売ブース設置

エシカル消費を学べる体験ブース設置

来場者を対象としたアンケート調査

②成果要件

来場者 : 500人以上

アンケート回答者 : 200人以上

③エシカルな商品・サービスの紹介・販売ブース

・出店者を5事業者以上集めること（出店料は徴収しない）。

- ・出店者については、県と調整のうえで、以下の条件を満たす者とすること。
 - ア ふくいおもいやり消費応援団の既登録事業者、または令和8年度内に登録を行う事業者
 - イ 原則、自ら販売や搬出入等ができる事業者
- ・食品の販売等に関して諸官庁（保健所等）と協議し、必要な許可申請・届出を行うこと（営業許可（臨時営業等）にかかる申請・届出を含む）。なお、許可申請・届出に必要な手数料は委託費に含む。
- ・現地での食品の調理・試食等は不可とする。
- ・社名や取組紹介パネル等を準備し、出店者が実践するエシカル消費について理解できる場となるように工夫すること。
- ・その他、出店者の募集及び決定の際は、県と協議を行うこと。

④エシカル消費を学べる体験ブース

- ・エシカル消費を学べる体験ブースの内容を企画提案すること。
 - （例）廃材や規格外品を活用したものづくり体験 等
- ・来場者がエシカル消費について理解できる場となるように工夫すること。
- ・体験料は徴収しないこと。また、体験に必要な資機材等は受託者が準備すること。
- ・食品の調理・飲食等の体験は不可とする。

⑤来場者拡大につながる企画の提案

- ・会場に誘客する企画を提案すること。
- ・来場者が複数のブースを巡る・買い物することができる企画を提案すること。

⑥アンケートの実施

- ・次年度施策の参考とするため、来場者に対しアンケートを実施すること。
なお、アンケートの内容は県と協議のうえで、決定すること。

⑦会場管理者・出店者との連絡・調整

- ・会場管理者と必要な協議を行い、イベント開催に関する連絡調整を行うこと。
- ・出店者に対して、出店等に際して必要な連絡調整を行うこと。

⑧当日の会場設営・運営・撤去

- ・机・イス、看板、パネル、装飾等必要な備品などを調達すること。会場設営を当日に行うこと。
- ・来場者及び出店者への対応、会場の安全管理等を行うこと。イベントで起きた事故等の責任は、受託者が負うものとする。
- ・イベント終了後は速やかに撤去作業等を行うこと。

⑨広報活動

- ・ふくいエシカルマルシェを効果的に実施するための広報活動について企画提案すること。

(2) エシカルSNSキャンペーン

エシカル消費の認知度を高め、エシカル消費への行動を促すため、SNSを活用したキャンペーンを実施する。

①キャンペーン期間

期間は令和9年1月31日までに実施すること。

②成果要件

キャンペーン参加者（アンケート回答者等）：500人以上
Instagramフォロワー増加数 : 200人以上

③キャンペーンの企画・運営

- 多くの消費者に対して訴求力のある名称を提案すること。
- キャンペーンを2回以上実施すること。また、その内容を企画提案すること。
- そのうち1回は、ふくいエシカルマルシェの実施日を含む期間とすること。
- 県管理のInstagramのアカウントを使用すること。（R8.2.1時点フォロワー数：1,225名）
- それ以外のSNSアカウントを使用する場合は提案すること。
- 事務局として、キャンペーンの準備や問合せ対応、関係者への連絡・調整など、一連の業務を行うこと。

④SNSへの各種投稿

・エシカル消費の紹介

エシカル消費の認知度向上のためにエシカル消費の内容を紹介すること。

紹介の頻度については提案すること。

・ふくいおもいやり消費応援団の取組紹介

県が提供するふくいおもいやり消費応援団の取組に関する情報を、SNSで紹介すること（各企業1回以上投稿すること・1投稿に複数企業の紹介をまとめるこことは可）。また、R8年度新規登録事業者に関しても紹介すること。

※「ふくいおもいやり消費応援団」登録事業者は49事業所（R8.2.1現在）

・県が実施する事業の情報発信

県が提供するエシカル消費に関する事業等の情報をSNSで発信すること。

⑤広報活動

- エシカルSNSキャンペーンを効果的に実施するための広報活動について企画提案すること。

7 追加提案企画

福井県が示す仕様書の内容以外に、業務目的の達成に資する有効な業務企画があれば提案すること。

なお、追加提案する企画は、本業務の趣旨に沿う効果的なものとし、詳細については、福井県と協議の上、決定する。

8 業務工程表等の作成

受託者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、委託者の承諾を得ること。

9 委託者との協議等

- (1) 本業務の実施に当たって、受託者は委託者との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めるここと。その際、事務局以外の関係者との連絡も緊密に行うこと。
- (2) 受託者は、委託者と協議および打ち合わせをした場合は、その内容および連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (3) 県から業務にかかる問い合わせがあった場合は、速やかに報告すること。

10 業務完了報告書

- (1) 受託者は、本業務が終了したときは、速やかに次の事項を記載した業務完了報告書を委託者に提出し、委託者による検査を受けなければならない。
 - ・本業務の実施内容（詳細は別途定める）
 - ・本業務に要した経費の内訳（収支決算書、支出の費目別内訳等）
 - ・記録用の写真及び公開可能な写真の掲載
 - ・その他、業務実施に係る補足説明資料
- (2) 受託者の責に帰すべき理由による業務完了報告書の不良箇所が発見された場合、受託者は速やかに訂正、補足、その他必要な措置を取らなければならない。

11 成果物

本業務で作成した成果物の著作権は、県に帰属するものとする。なお、業務完了後に使用することがあるため、受託者は、業務実施に際して作成した成果物のデータ（音声、映像、画像等）を作成後速やかに県に提出すること。

SNS のアカウントについては、業務完了後に県に移譲させること。

12 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、その都度委託者と協議の上、定めるものとする。また、業務内容に疑義が生じた場合も同様に協議の上、解決を図るものとする。
- (2) 委託業務の実施に要した経費は、帳簿およびすべての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託業務の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (3) 受託者は、業務実施過程で発生した障害や事故等については、大小にかかわらず委託者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者は、業務実施過程に疑義が生じた場合は、速やかに委託者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 本業務の委託料は、業務終了後、受託者からの請求により支払う。
- (6) 本業務の全部または一部を第三者に委託することはできない。ただし、部分的な業務について、書面により知事の承諾を得たときは可能とする。
- (7) 業務に必要な許可等の手続きについては受託者が行う。